

## 公立小中学校におけるエアコン設置補助制度の改善を求める意見書

近年の夏は、世界各地において、地球温暖化の影響で気温が上昇し続けており、我が国、日本でも記録的な猛暑が続いている現状がある。

そのような中、小中学校において熱中症発症の危険性も高まっている。学校において、普通教室へのエアコン設置率は全国平均で、99.1%となっている反面、体育館においては、22.1%と低迷している。夏場の体育館内は、温度が上がりやすく、また、一旦温度が上がると下がりにくい傾向にあり、熱中症発症の危険性が極めて高い場所となっている。

体育館は、全校集会、体育の授業、部活動、休日・夜間の地域開放等に利用されており、災害発生時には避難所ともなる場所である。そのため、体育館へのエアコン設置は急務であると考えられる。しかしながら、現行の公立小中学校における国のエアコン設置補助制度では、エアコンの設置以外に、多額の費用を要するエアコン効率を高めるための断熱性確保の工事を実施することが要件となっており、総事業費を増大させる要因となっている。

そこで国におかれては、児童・生徒、国民生活を守るためにも、公立小中学校におけるエアコン設置補助制度の補助要件の緩和、また、補助率の引上げ、そして予算額の拡大を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年12月13日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣